



大船渡労基署ニュース

秋涼の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久

コスモスが咲き、日の暮れるのも早まり秋が感じられる今日この頃です。実り・食欲・読書・スポーツの秋で過ごしやすくなって参りましたが、日中と朝晩の気温差があり、体調管理には留意したいところです。冬季・繁忙期に向けての準備・対策を今から計画的に進めておきたいものです。最近のニュースを見ても大手企業等での過労死等が報道され、管内では林業現場で伐木作業中に死亡労働災害が発生しております。幸せになるための仕事で命を落とされることはあってはならないことであり、事業主自ら、基本的安全衛生の確認・指導をお願いします。「今まで事故がなかった」「法律をも守っていたら仕事にならない」等の話しを聞くことがあります。改めて、人は資産であり、働く方々が生き生きと働き、その能力を十分に発揮することが、会社の永続的な発展には必要であり、その礎は安全第一と思います。



職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請 全国

厚生労働省では9月22日付けで「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を全国の各関係団体に発しました。

死傷災害、死亡災害ともに前年と比べ増加していますが、特に死亡災害は8月単月で前年同月比57.1%の大幅な増加となりました。また、ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られます。

皆さまにおかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくようお願いいたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せてお願いいたします。

1. 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
2. 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
3. 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

本県では林業でも緊急要請 岩手

岩手県内では林業における死亡労働災害が9月9日、11日と連続して発生した結果、2月の災害も含め現在3名と急増し、全産業の死亡災害の4分の1を占め、極めて憂慮される事態となっています。また、労働災害とはなっていないものの8月には事業主が被災する死亡災害も発生しています。

今後、伐採作業が本格化する中で、さらなる死亡重大災害の発生が懸念されるところであり、岩手労働局長が「労働災害防止対策の強化・徹底に関する緊急要請書」を10月5日付けで関係団体等に発しました。(要請の概要：基本動作の確認の徹底、伐木等作業ガイドラインの周知・徹底等)

過重労働解消キャンペーン

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です

過労死等防止対策推進法において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。この機会に改めて時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進等に取り組みましょう！

なお、大船渡労働基準監督署ではキャンペーン期間中に、長時間労働が疑われる企業などへの監督指導を実施します。

また、10月28日には全国一斉に「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

(平成29年10月28日(土) 9:00~17:00)

0120-794-713 (無料)



大船渡労基署管内の労働災害発生状況

最近の労働災害事例

9月末現在の労働災害発生状況

	29年	前年同期比
製造業	15人	+ 2人
建設業	22人	- 2人
運輸交通業	3人	- 1人
林業	2人	± 0人
商業	6人	± 0人
保健衛生業	2人	+ 1人
合計	65人	+ 3人

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上での統計である。

【飛来、落下】(前号掲載事例)

◆ 斜度40度の山林で、伐採作業中にかかり木が発生した。かかられている赤松(樹高18m、胸高直径45cm)を伐倒したことにより、かかっていた杉(樹高18m、胸高直径18cm)が被災者に激突したものと(推定)。(林業)

【切れ、こすれ】

◆ 機械内部にカット品が引っ掛かり、機械を停止せず機械内部に手を入れて取ろうとし、回転しているチップソーの刃に接触し指を切った。(製造業)

事故の型

「墜落・転落」25%、「転倒」「切れ、こすれ」各12%、「崩壊、倒壊」11%、「飛来・落下」「激突され」「挟まれ、巻き込まれ」各8%

建設業の労働災害防止に向けてー



気仙地域建設工事関係者連絡会議の取組である「気仙地域ゼロ災の日パトロール」が9月度も多くの方々のご協力により気仙地域各所において一斉に実施されました。

今回のパトロールでも、合計90以上の意見が挙げられ、多くの危険の芽が摘み取られ、多くの好事例も確認されました。このことにより安全への意識の再認識も図られました。



好事例の中には「カラーコーンによる安全通路、作業区画、立入禁止箇所の識別がされている」「場内の作業内容・運行ルートを示す看板が設置され、場内の状況を把握しやすい」「点灯式トラッコッキや足バンドにより、職員作業員が目立つように工夫されている」「梯子の突出し部をカラー表示して見える化している」「デジタル式風速計が設置されている」などが挙げられていました。

平成29年度 いわて年末年始無災害運動

来月からは準備期間(平成29年11月1日から11月30日まで)として運動がスタートします!!
(本期間平成29年12月1日から平成30年1月31日まで)

これから迎える年末年始は、時期的な慌ただしさに加え、凍結・積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクがさらに高まる時季となります。

スロ - ガン 「あなたの安全家族の願い」 年末年始も無災害!

各事業場の実施事項

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ア 冬季特有災害の防止 | イ リスクアセスメント |
| 転倒災害の防止 | ・危険の見える化の実施 |
| (「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進) | ウ 「安全決意宣言」の実施 |
| 車のスリップ事故等交通労働災害の防止 | エ 労働災害防止団体が実施する |
| 墜落・転落災害の防止 | 年末年始無災害運動への参加 |
| 一酸化炭素中毒の防止 | |

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

～～労働者を一人でも雇用する社長さんは、労働保険に加入する義務があります～～

厚生労働省では、毎年11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、労働保険に加入していない事業主に対し、新聞やインターネットを通じた制度の周知、関係団体などを通じた労働保険の加入促進、各行政機関との連携強化等により、加入促進活動を集中的に取り組み、未手続事業場の一掃を図ることとしています。